

一関地区広域行政組合議会会議録

令和5年1月16日招集
第51回 臨時会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	3
議事日程	5
開会及び開議宣言	7
議席の指定	7
会議録署名議員の指名（菅原行奈君・小野寺道雄君）	7
会期の決定	7
請願第1号 『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書	8
会議録署名議員の追加指名（佐々木久助君）	16
議案第1号 監査委員の選任について	16

第51回臨時会日程表

令和5年1月16日

日次	月日	曜日	開議時間	会議別	議事
1	1月16日	月	午前10時	本会議	議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 会議録署名議員の追加指名 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
請願第 1号	『新最終処分場』建設候補地の変更を求める 請願書	1月16日	不採択
議案第 1号	監査委員の選任について	1月16日	同 意

受理した議案

議案第 1 号 監査委員の選任について

議 事 日 程 第 1 号

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4	請願第 1号	『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書
追加日程第 5		会議録署名議員の追加指名
日程第 6	議案第 1号	監査委員の選任について

一関地区広域行政組合議会臨時会会議録

令和5年1月16日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 臨時会
告示年月日 令和5年1月6日
告示番号 第1号
招集日時 令和5年1月16日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	稲葉正君	2番	千葉栄生君	3番	岩渕典仁君
4番	齋藤禎弘君	5番	菅原行奈君	6番	猪股晃君
7番	千葉信吉君	8番	那須勇君	9番	岩渕優君
10番	門馬功君	11番	佐々木久助君	12番	小野寺道雄君
13番	沼倉憲二君	14番	佐藤敬一郎君	15番	千葉大作君
16番	武田ユキ子君	17番	真籠光幸君	18番	千田恭平君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	八重樫裕之	議会事務局次長	細川了子
議会事務局議事係長	栃澤嘉幸		

説明のため出席した者

管理者	佐藤善仁君	副管理者	青木幸保君
副管理者	石川隆明君	広域行政組合事務局長	佐藤正幸君
総務管理課長	吉田健君	監査委員	及川弘人君
監査委員事務局	千葉由紀君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第51回広域行政組合議会臨時会

令和5年1月16日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和5年1月6日一関地区広域行政組合告示第1号をもって招集の、第51回一関地区広域行政組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の御報告を申し上げます。

千田良一君から、一身上の都合により令和4年12月31日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により令和4年12月28日、議員辞職を許可いたしましたので、報告いたします。

議長（千田恭平君） 令和5年1月6日に一関市議会において実施された選挙で当選されました議員を紹介します。

小野寺道雄議員です。

12番（小野寺道雄君） このたび、一関市議会から新たに本組合議員として選挙されました小野寺道雄でございます。

微力ではありますが、一関市民、平泉町民の福祉増進のため、組合の目的が果たされるよう努めてまいりたいと存じます。

各位にはよろしくお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 以上で紹介を終わります。

議長（千田恭平君） 受理した案件は、管理者提案1件、討論通告書3件、請願審査終了報告書1件であります。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書2件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（千田恭平君） 日程第1、議席の指定を行います。

一関地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、小野寺道雄君の議席は、議席番号12番を指定します。

議長（千田恭平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

5 番 菅 原 行 奈 君

12 番 小野寺 道 雄 君

を指名します。

議長（千田恭平君） 日程第3、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長(千田恭平君) 日程第4、請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書を議題とします。

請願審査特別委員長の報告を求めます。

沼倉請願審査特別委員長。

請願審査特別委員長(沼倉憲二君) 報告いたします。

10月18日の第49回定例会において請願審査特別委員会が設置され、付託されました請願の審査が終了いたしましたので、その経過並びに結果を御報告いたします。

付託された請願は、請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書です。

この請願審査のため、10月18日、25日、11月9日、12月2日、19日、26日に委員会を開催いたしました。

10月18日の委員会におきまして、正副委員長の互選を行い、委員長には本員が、副委員長には千葉信吉委員が選任されました。

10月25日の委員会では、紹介議員の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、質疑を行いました。

11月9日の委員会では、請願者である子ども達の未来と環境を守る会、代表、千葉進さんに参考人としておいでをいただき、質疑を行い、その後、広域行政組合事務局長の出席を求め質疑を行いました。

12月2日の委員会では、広域行政組合事務局長の出席を求め質疑を行いました。

12月19日の委員会では意見交換を行い、26日の委員会では管理者の出席を求め質疑を行いました。

本特別委員会は、議長を除く17名で構成されたものであることから、会議内容の報告につきましては割愛いたします。

次に、審査の結果であります。採決を行ったところ、請願第1号は、賛成者少数で不採択とすべきものと決しました。

以上が、本請願審査特別委員会における審査の経過と結果であります。

議長(千田恭平君) お諮りします。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く17名による特別委員会において慎重審査をしておりますので、これを省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議ありませんので、これを省略することに決定しました。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

請願第1号に賛成者の発言を許します。

2番、千葉栄生君。

2番(千葉栄生君) 皆さん、おはようございます。

2番、千葉栄生です。

請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

本請願は、これまで広域行政組合が行ってきた周辺自治会や住民説明会では説明が足りない、住民理解が進んでいないことから、地元住民が立ち上げた子ども達の未来と環境を守る会が議会に対し提出に至ったと認識しております。

さらに、提出資料として4,796筆の署名が議長に提出され、現在は5,000筆を超える状況にあると伺っています。同署名は当組合管理者に対しても同様に提出されており、管理者は非常に重いものと認識しているとしています。

当局はこのことを受け、千厩地域を対象とした住民説明会を5会場で6回開催し、延べ322人の参加があり、住民に対する理解を進めようと思いましたが、参加者、中でも地域を担う若い方からは、学校や幼稚園、病院、老人福祉施設など、市街地に近いことへの不安視する発言が多く出され、説明会后、12月2日の請願審査特別委員会において、当局から理解は得られていないと答弁しています。

私もこの説明会での参加者からの質問や御意見をお聞きしてまいりましたが、請願の趣旨にもありますように、公的施設や住宅など市街地に近いことが候補地変更の最大の理由と捉えております。

これまでの最終処分場の施設は市街地などから離れており、近隣居住区に配慮されたものと考察されます。

また、過去の議会で一般質問でも近隣施設に学校等の公共施設があり、距離的理解を得ることが優先、市民が対立することのないようなやり方を期待すると質疑があったと認識しております。

このときの当局の答弁でも、最終処分場についての距離に関する規定はないと答弁していますが、規定はないとしつつも、二次選定で静寂が必要とされる文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定するため、300メートル以内は除外したと配慮した補足説明がありましたが、今後の施設選定においても、基準となる300メートルが妥当であるかどうかの議論が必要だと考えます。

当管轄内の最終処分場の立地から見ても前例にないものであり、300メートルの距離基準は到底理解できるものではないと考えます。

必要な施設とは理解いたしますが、どのような施設であれ、住民理解が得られていない状況での推進は将来に禍根を残すことになりかねません。

我々議員は住民の声を尊重していくことが職務です。

署名活動などの住民運動が起きている場所が適地とは言えないのであります。

議員各位におかれましては御理解いただき、御賛同いただきますようお願いし、請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願についての賛成討論を終わります。

議長（千田恭平君） 請願第1号に反対者の発言を許します。

16番、武田ユキ子君。

16番（武田ユキ子君） 武田ユキ子でございます。

ただいま議題となっております請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願に対し、反対の立場から討論に参加いたします。

本請願は、新最終処分場建設候補地の変更を求めるとし、趣旨については、学校や町に近く、将来に向けた千厩地域の活性化が期待される都市計画地域近辺である、このような場所に新最終

処分場を建設することは地域の発展につながるとは思えないということでもあります。

そこで、まず、候補地選定のプロセスはどうであったかについてであります。平成30年3月に一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会が設置されました。

委員構成は、それぞれ廃棄物処理工学、環境影響評価、動物生態学、地盤工学、環境・放射能、植物生態学の専門家、さらに行政有識者など7名による合議体であります。

選定委員会が候補地の絞り込みに当たって、施設整備に対する地元の理解や土地の現況などの土地情報が重要な要素となり、事業の実現性に大きく関係するという観点から、住民から情報提供を募り、処理施設及び最終処分場合わせて18件の情報が寄せられました。

さらに、その情報は候補地選定に反映しております。

平成30年3月19日の第1回から1年7か月、9回の会議を開催し、管内全域から3段階で51の条件を設定して絞り込みを行い、4か所の候補地の選定を行いました。

この51の絞り込み条件の中に、本請願の趣旨にあります都市計画区域については第1段階目において、学校や病院からの距離や公共施設等については第2段階目において設定してあることを申し添えておきます。

令和元年10月、広域行政組合は、候補地選定委員会から4か所の候補地選定の報告を受け、報告のとおり4か所を最終候補地といたしました。そして、同年12月から住民説明会を開催しております。

また、同年9月には一関市、平泉町及び広域行政組合の職員10人による合議体、一般廃棄物処理施設整備検討委員会を設置し、専門家の助言をもらいながら4か所の候補地を26項目の評価項目により評価し、令和2年11月に1か所に絞ったという流れになっており、評価項目の詳細については住民説明会で出された意見を反映させながら、具体的な項目を定めてきております。

次に、請願者からの聞き取りの際にも、住民への説明不足という御意見がありましたことから、説明会等について周知の条件について申し上げます。

候補地を4か所に選定し1か所に絞り込みするまでの間においては、最終候補地を4か所に選定したことについての説明会を令和元年12月の第1回目から第4回まで合計36回開催し、参加者は686名となっております。そして、4か所から1か所に絞り込みした以降には住民説明会を2回、7会場で参加者60名、地区説明会は第1回目は2会場で2回、参加者は71名、2回目は1会場で3回、参加者は71名であります。また、周辺自治会説明会を令和2年12月から昨年2月までに計5回、参加者116名となっております。これらを合わせますと、総計1,006名の方々が参加していただいております。

また、自治会や各種団体等に対して説明会の開催要請に応じる旨を伝えており、昨年の4月には一関商工会議所で、5月には千厩地区の自治会の要請に応じ説明会を行っております。

さらに、昨年の11月には請願者の意向に合わせて第7回目の住民説明会を千厩地域の5会場で、計6回の説明会を開催し、322名の方が参加されました。

これら説明会のほかにも、いろいろな媒体を介して周知を図っております。

一関市の広報、平泉町の広報、広域行政組合広報紙くらしの情報については、全戸配布を行っておりますし、また、組合ホームページなどによっても周知に努めていると承知しております。

次に、議会の経緯についてであります。

最終処分場整備候補地選定委員会が設置された年の平成30年3月22日の第36回定例会から令和3年7月29日の第46回定例会までは前任者、いわゆる改選前の議員構成となっております。

候補地選定作業はこの期間に行われておりますが、私は広域行政組合の議員ではありませんでしたので、会議録から議員の質疑等について調べてみました。

最終処分場についてのやり取りは、第46回令和3年7月議会において行われており、議員の質疑の中で、「交通量については、いろいろ対策は打てると思います。しかし、周辺地域に学校があるとか、環境に対して心配する声に対して心配ないよと言うだけでは解決にならない。ですから、学校がありながらも、その施設が違和感なく地域に受け入れられるような対策というのは今後検討が必要なのかなと思うのですが、やはりその辺を真摯に対応していただきたい」という内容でありました。いずれ、この間、広域行政組合議会は関連議案に対し全て可決承認をしております。

一昨年の11月に現在の議員構成になりまして、昨年3月23日開催の第48回定例会、10月18日開催の第49回定例会におきましては、何名かの議員から新最終処分場についての一般質問が行われましたことは周知のとおりであります。

問題点として挙げられましたのは、最終処分場選定過程において4か所まではよかったが、4か所から1か所に絞る段階が問題である、したがって、4か所の段階に戻す必要がある、その理由として町や学校に近いことが問題だということでありました。また、協働のまちづくりについての質問もございました。

昨年の3月の予算審査においては附帯決議案が提出されました。その内容は、一般廃棄物処理施設整備事業費におけるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備及び一般廃棄物最終処分場整備について、予算の執行に当たっては協働による地域づくりになるよう慎重に検討すること、また、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ理解を得て実施することとした附帯決議案が賛成多数で可決しました。

昨年の10月18日開催の第49回定例会においては、子ども達の未来と環境を守る会から最終処分場建設候補地の変更を求める請願が出されたことから、請願審査特別委員会を設置し、審査に当たってきたところであります。

以上がこれまでの経過のあらましでございます。

このことを踏まえまして、請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願に対し反対する事由を申し述べます。

請願の趣旨に学校や病院に近いことが候補地変更を求める理由に挙げられております。このことについて、一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会は、絞り込みの条件の設定に当たり法的には距離の制限はない、しかしながら、静寂が必要とされる文教施設、厚生施設に隣接しない候補地を選定することとし、学校、病院からの距離を設定し、学校、幼稚園、病院、老人福祉施設から300メートル以内を除外する条件を付したということでありました。

参考までに、請願者が心配しておられる学校や病院との距離であります。岩手県立千厩高等学校のグラウンドまでは460メートル、校舎までは770メートル、千厩中学校までは1,150メートル、千厩小学校までは960メートル、岩手県立千厩病院までは1,230メートルとなっております。

したがって、私は、候補地選定に係るプロセスは、専門的知見を有する方々により厳密かつ公正に行われており、候補地変更を求める事由に挙げられている学校や病院との距離について、候補地選定委員会独自に条件を付すなど、特段の配慮がなされて進めてきたものと高く評価いたします。

また、候補地として提供してもよいという土地の情報提供の募集や整備に関する情報提供、情

報公開、丁寧な説明、そして住民の意見を反映させるなど、住民自治に沿ったプロセスを踏んで事に当たっていることについても高く評価するものであります。

また、一般廃棄物処理施設整備検討委員会における4か所から1か所に候補地を選定するプロセスについては、施設整備基本方針の区分ごとに26の評価項目を設定し、比較する方法を用いて選定作業を行っており、その中には協働による地域づくりについての項目を設定し、さらに項目の具体については住民説明会での出された意見を反映させながら選定作業を行っております。

このようなプロセスを経て、総合評価の高い候補地として千厩字北ノ沢ほかが最適地であると評価したものであり、選定過程において協働のまちづくりに意を配し、住民の意見を反映させ、十分な説明責任を果たしており、何ら瑕疵は見当たらず、妥当な判断と高く評価いたします。

私たち市民が市民と行政の協働のまちづくりを希求するのであれば、市民と行政がそれぞれの果たすべき責務と役割を自覚して、相互に補完、協力し合う関係となり、適切な役割分担により権限と責任を分かち合い、物事を進めていくことが基本だと、このように思っております。

したがいまして、今回の事案につきましても、自分に直接関係があろうがなかろうが、例えば説明会について知らなかったなどについて、単に行政の責任だと決めつけるのは間違いであろうと、このように思うものであります。

次に、議会にあってはどうであったかであります。

まず、改選前の議会において関連する議案審議において、周辺地域に学校があるとか環境に対して心配する声に対し議員からは、施設が違和感なく地域に受け入れられるような対策について今後検討が必要ではないかという旨の発言があるものの、場所の変更という議論はされておらず、関連議案はいずれも可決、承認となっております。

また、昨年3月の予算審査においての附帯決議、このことについて、請願者の提出資料にも記載されておりますので、会議録に基づいて申し上げますが、この一連のやり取りの中で提出者に対する質疑が行われました。議員から、「地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ、理解を得て実施することとございますが、どういう状態をもって理解を得たと判断するのか、これをしっかり確認したい」という質問に対し、提出者からは、ここは原文をそのまま申し述べますが、「理解を得たという部分がありますが、これをどのような物差しでやるかと、確かに100・ゼロということはないだろうと思えますけれども、先ほど同じように答弁しましたけれども、不安がないであったり疑問がない、反対がないという、そういうようなものだけではなく、この施設全体は先ほど説明しましたように、大きなまちづくりの中では大切な、ある意味拠点となったり、もしくはシンボルになったり、そういう部分でプラスなのかマイナスなのか分かりませんが、それをこの町の中で受け入れて、そして一緒になって、まさしくそれは協働という部分もあるかもしれませんが、それを受け入れて、この町自体がプラスになる、前向きになるところまでいけるようなところの理解までいければ私はいいと思えますけれども、少なくとも、先ほど言った反対だったり不安だったりとか疑問だったり、その辺の部分は解決させる、そして、さらにそれ自体を前向きに捉えるぐらいの施設になっていくことが理解を本当に得たと私は思います」と答えておられます。

私から申し上げるまでもなく、予算審査過程においても附帯決議の内容、あるいは提出者の念頭においても、新最終処分場建設候補地の変更云々という議論は全くなかったのであります。

したがいまして、議会が果たす役割は、請願者が御心配するような地域にしないがためにも、当局のみならず、議会の総力を持って市民の立場に立ち、しっかり取り組んでいくことが何より

重要であり、市民の願いに応えることにつながるものと私は確信をしております。

また、請願審査特別委員会において、昨年3月議会での附帯決議の中に、関連事業については地域住民に十分な説明を行い地域の意向を踏まえ理解を得て実施することとしているが、当局は3月以降、住民説明会を行っていない、そうした当局の対応が本請願に結びついたという指摘がありました。このことについても、3月議会の一般質問に対する答弁や昨年11月に行った第7回目の住民説明会の席上においても当局から、3月までの説明会において市民から出された意見等を踏まえながら最終処分場の整備基本計画をまとめ3月末に計画策定に至った、それ以降の説明会にあってはこの基本計画に基づく具体的な内容を説明することとなるが、4月以降はその調査検討や資料作成の期間としており、新たに説明をするものは持ち合わせていない。したがって、これまでどおりの説明については住民の方からの要請に出向いて説明を行うこととし、要請に応じて4月と5月に説明会を行ったという説明がありました。

もとより、最終処分場の整備は大変長い期間にわたって行われるものでありますから、事業の進展に合わせ、その都度タイミングを図りながら長期にわたって住民に説明、あるいは御意見を聞く機会を持つことということは当然であります。附帯決議の要諦もそこにあるものと理解するわけであります。

したがって、昨年の3月からこれまでの間に説明会を開いていないということで決議に対する当局の対応が問題だとすることは拙速すぎると判断するものであります。

次に、子ども達の未来と環境を守る会から提出された4,796筆の署名について申し上げます。

私は請願審査特別委員会において、この署名簿の扱いについてただした経緯があります。署名簿を拝見いたしました。遠くは北海道の方や関東方面にお住まいの方も散見されました。また、筆跡については、同じ方が何名分もの署名を代筆しているものが数多くございました。

このことを踏まえまして、私は事の判断の中核に置くことの妥当性について懸念がありましたことから確認をしたわけでありまして、いずれにいたしましても、参考資料ということだということでありましたので、ここで改めて確認の意味を持ちまして、申し添えておきたいと思っております。

また、地域の発展であるとか想定外の災害といった、いわゆる仮想というものですか、そのようなものについては考慮考察に至りませんでした。

佐藤管理者は、議会においても、また、説明会場においても、迷惑施設を造ろうとしているわけではない、地域が廃れるような施設を造ろうとは毛頭考えていないと言い切っています。

造ろうという考えは毛頭ないということですね。

このことについて、私は佐藤管理者が市民に対し公約したものと重く受け止めております。

今後においても、なお一層、住民とのキャッチボールを深化させ、安心安全な施設はもとより、地域の発展につながる施策を求めるものであります。

今、議会が求められているのは、新最終処分場の施設は市民生活に必要不可欠な施設であり、喫緊かつ重要な市政課題、町政課題であることに鑑み、請願者はもとより、地域住民の不安や心配に寄り添い、不言の言に耳を傾け、相互理解が深まるよう議会の総力をもって市民の立場に立ち、しっかり取り組んでいくことが何より重要であり、論を待たないところであります。

以上のことから、私は、請願第1号、新最終処分場建設候補地の変更を求める請願に対して反対いたします。

議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（千田恭平君） 請願第1号に賛成者の発言を許します。

3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 私は、ただいま議題とされています請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

まず初めに、今回の請願は、新最終処分場をどこに建設するかという場所の問題であり、一関地区広域行政組合管内に新しい最終処分場の整備が必要であることは十分に認識しています。

今回の論点は、地域住民の合意形成が図られているかということでもあります。

本請願の趣旨は、現在、一関地区広域行政組合において、一般廃棄物の新最終処分場建設候補地について、千厩字北ノ沢ほかとし、施設整備を計画しているのに対して、北ノ沢は千厩警察署、県立千厩高等学校、JR千厩駅から半径500メートル内の場所であり、北ノ沢の近くを通る市道沿いには事業所や住宅が多く立ち、最近では宅地開発が進み、住宅が建設され、若い家族の定着も増えているなど、将来にわたり千厩地域の活性化が期待される都市計画区域の場所であることから、新最終処分場建設候補地としての千厩字北ノ沢を変更することを求めるものです。

令和2年11月、一関地区広域行政組合は、新最終処分場の建設候補地を千厩字北ノ沢ほかとし、令和4年3月、新最終処分場について建設候補地選定の経過、施設整備に関して千厩地区で説明会を開催しました。

その説明会に出席した住民からは、同組合が最適地とする選定結果に疑問であり、千厩字北ノ沢への新最終処分場整備に反対する意見、選定のやり直しを求める意見など多数出されました。よって、この時点において地域住民の合意形成は図られていません。

説明会での状況を受け、令和4年3月23日の第48回定例会では、4名の議員から新最終処分場についての一般質問が行われ、当局側をたどりました。

また、議長を除く17人中16名の賛同を受け、附帯決議を可決しました。附帯決議の内容は、一般廃棄物処理施設整備計画事業について、予算の執行に当たっては協働による地域づくりとなるよう慎重に検討すること、また、関連事業について地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ理解を得て実施することとした内容であります。

附帯決議が出されたにもかかわらず、当局は4月以降、新たに説明するものを持ち合わせていないとし、新たに住民説明会は実施していません。一方、附帯決議を受け、請願提出団体である子ども達の未来と環境を守る会は、北ノ沢に新最終処分場を建設することは地域の発展にプラスにならない、市内で建設場所が北ノ沢しかないのが到底納得できないとし、新最終処分場建設候補地としての千厩字北ノ沢の変更を求める請願書への署名活動を行いました。そして、令和4年9月26日時点で総計4,796筆、そのうち千厩町は2,690筆、さらに千厩地域は1,830筆と多くの方々からの署名とともに、本請願書を提出しました。なお、この署名活動は提出後も継続されており、現在では総計では5,000筆を超えたとの情報をいただいております。

署名に対して当局は、説明不足であるという御意見をいただいたので、施設整備に対する理解をしていただくため、これまで行ってきた説明を改めて行う必要があるとし、どなたでも参加できる住民説明会を千厩地域の各地区で開催し、建設選定の経緯や内容、安全性について説明会を実施しました。

令和4年11月の説明会では、令和4年3月の説明会と同様、それ以上に選定結果に対する疑問、行政に対する不信、候補地に反対する意見が多数出されました。また、若者、女性、子育て世代、高校生らも出席をして反対の意見が述べられていました。

説明会后、当局は説明によって住民の理解は得られていないとの答弁がありました。

つまり、この11月の説明会においても、地域住民の合意形成は得られていません。

説明会後には千厩地域の未来を考える青年の会が結成され、令和4年11月18日、12月22日に当団体から千厩町北ノ沢地区への一般廃棄物最終処理場設置に反対し、候補地としたことへの変更と市民との協議を求める意見書が一関地区広域行政組合管理者と各議員に提出されました。その趣旨は、説明会によって地域住民の合意形成は図られてなく、今回の候補地選定については、まちづくりの観点はもちろん、現在及び将来にわたる多数の市民の社会権を阻害してまで設置すべき場所としては、公共の利益との均衡を考慮して不適切であり、新最終処分場建設候補地に反対し、候補地としたことへの変更を求めている内容であります。

私は、この若者の会の請願に反対をしてしまったら、二度と若者の立場には立てないのではないかという不安を覚えました。少子化対策、子育て支援、若者世代の移住定住、一関市・平泉町が進めようとしていることと矛盾しています。若い世代の流出が他自治体に比べて多いのは、この若者の意見を軽視する今回のようなマインドも影響しているのではないのでしょうか。

新最終処分場建設候補地について、地域住民の合意形成は図られていません。また、住民自治、市民参加の民主的な手続も図られていません。

先ほどの反対討論の中のプロセス、そして説明会、それはあくまでも必要条件であり、十分条件ではありません。大切なことは、住民の理解が進み、そして、地域住民の合意形成を図る、まさしくそこが大切な論点であると感じます。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択とすべきものと決定した旨の報告です。

よって、原案について採決します。

請願第1号、本請願を採択することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立少数。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

議案配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時57分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（千田恭平君） お諮りします。

会議録署名議員が除斥となりましたことから、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程を追加し、日程第5として議題とし、以下の日程を繰り下げることになりました。

議長（千田恭平君） 追加日程第5、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において、

11番 佐々木 久 助 君

を指名します。

議長（千田恭平君） 地方自治法第117条の規定により、12番、小野寺道雄君の退席を求めます。

（小野寺道雄議員、退場）

議長（千田恭平君） 日程第6、議案第1号、監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 議案第1号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、組合議員のうちから選任する監査委員として、小野寺道雄議員を適任と認め、選任しようとするものであります。

御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより採決を行います。

議案第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第1号は、同意することに決定しました。

ここで、小野寺道雄君の除斥を解きます。

（小野寺道雄議員、入場）

議長（千田恭平君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

以上をもって、第51回一関地区広域行政組合議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時00分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 菅 原 行 奈

一関地区広域行政組合議会議員 小野寺 道 雄

一関地区広域行政組合議会議員 佐々木 久 助